

## アクティビティノート <第 345 号>

2025 年 10 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

### 1. 相談業務

- 1-1 2025 年 10 月度相談受付件数 …… p.2
- 1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～12

### 2. ちょっと注目 『11 月は「リチウムイオン電池による火災予防月間」です』 …… p.13～15

## TOPICS



### 11月は「リチウムイオン電池による火災予防月間」です

最近、電車の車内での発火事故や、スマートフォン充電中の火災など、リチウムイオン電池が原因とみられる火災事故が急増しています。また、ごみ収集車や廃棄物処理施設での火災も増加しています。このような状況を受け、環境省が、11月を「リチウムイオン電池による火災予防月間」として定め、啓発活動を強化をしています。取り扱いや廃棄方法を確認してみましょう。

### 『お知らせ』

化学製品 PL 相談センターのウェブサイトが変わりました。  
新サイト <https://www.chemical-pl.jp>

次回、346 号は 12 月 15 日発行予定です。

## 1. 相談業務

### 1. 1 相談受付件数

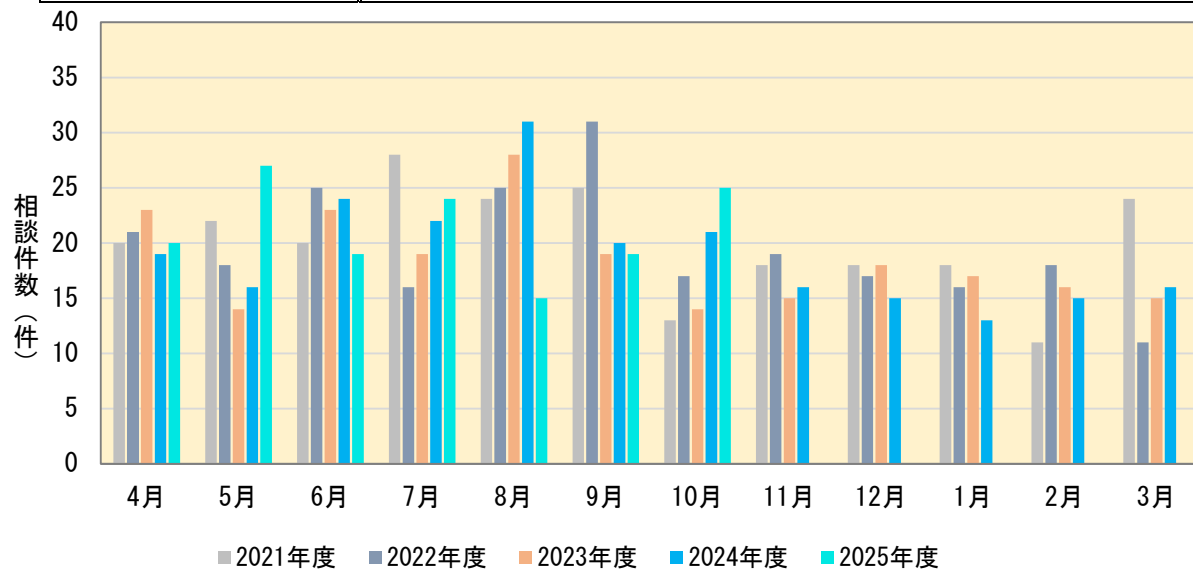
2025 年 10 月度相談受付件数（10/1～10/31 実働：22 日）

|               | 事故クレーム<br>関連相談 | 品質クレーム<br>関連相談 | クレーム関連<br>意見・報告等 | 一般相談等 | 意見・報告等 | 合<br>計 | 構成比* |
|---------------|----------------|----------------|------------------|-------|--------|--------|------|
| 消費者・<br>消費者団体 | 0              | 0              | 2                | 13    | 0      | 15     | 60%  |
| 消費生活 C・<br>行政 | 2              | 1              | 0                | 3     | 0      | 6      | 24%  |
| 事業者・<br>事業者団体 | 0              | 0              | 0                | 4     | 0      | 4      | 16%  |
| メディア・<br>その他  | 0              | 0              | 0                | 0     | 0      | 0      | 0%   |
| 合計            | 2              | 1              | 2                | 20    | 0      | 25     |      |
| 構成比*          | 8%             | 4%             | 8%               | 80%   | 0%     |        | 100% |

\* 数値の端数処理の関係で合計が 100% とならないことがあります。

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

|              |                                           |
|--------------|-------------------------------------------|
| 事故クレーム関連相談   | 製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの          |
| 品質クレーム関連相談   | 拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情              |
| クレーム関連意見・報告等 | 事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの |
| 一般相談等        | 一般的な相談・問合せ等                               |
| 意見・報告等       | 一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの                     |



相談受付数の推移（2021～2025年度）

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <美容室でのヘアカラー施術後の皮膚トラブル> 「夫が美容室でヘアカラーの施術をしたところ、皮膚にかゆみを発症し、皮膚科を受診したが改善せずに悪化、今は全身の毛が抜けている状態である。皮膚科で様々な検査をして、ジアミンアレルギーと診断された。施術を受けたのは初めてではなく、前回は施術後にかゆみがでたことを、今回の施術前に美容室に伝えている。仕事に行けないため、休業補償を要求しているが対応が進まない」との相談を受けている。ヘアカラーのメーカーは確認できていない。現在、無料法律相談を紹介して待っている状況であるが、何か消費者にアドバイスできることはあるか。〈消費生活C〉

⇒パラフェニレンジアミンなどの芳香族ジアミンはヘアカラーリング剤の中で最も広く使用されている酸化染料の一つです。色持ちが良く、多様な色に毛髪を染めることができますが、アレルギーを起こしやすいことも知られています。そのため、一般消費者用の製品には、安全に使用するための注意表示が外箱や使用説明書に記載されています。今回は、美容師による施術ですが、製品が正しく使用されていたかどうかを確認する必要があります。日本ヘアカラー工業会では、理美容師の皆さまへのお願いとして「過去にヘアカラーで異常を感じた経験の有無や、施術当日の体調等、お客さまがヘアカラーの使用に適することを確認してください」とあります ([https://www.jhcia.org/professional/1\\_request.htm](https://www.jhcia.org/professional/1_request.htm) 1)。また、平成27年の消費者安全調査委員会の報告「毛染めによる皮膚障害」の中にも、理美容師の役割として同様の記載があります ([https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_008/pdf/8\\_houkoku.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_008/pdf/8_houkoku.pdf))。法律相談の前に確認されておくとよいでしょう。

- ◆ <柔軟仕上げ剤を使って衣類についたシミについて> 「柔軟仕上げ剤〇〇を使い、洗濯機で家族分の洗濯をしたら、Tシャツ2枚と子供のズボンにだけ、油シミのようなシミがついた。メーカーに連絡をしたら、手元に残っている製品は引き取る、衣類は1万円以内で染み抜きをして欲しい、落ちなかった場合は製品を調べると言われた。近所のクリーニング店に持ちこんだら、このようなシミはとれないと言われた。他の店を探して試した場合、シミの原因は調べられなくなるのではないか」との相談を受けている。このようなトラブルに対して知見はないか。〈消費生活C〉

⇒〇〇の表示を確認すると、「原液が直接衣類にかからないようご注意ください」とあります。柔軟剤の原液が直接衣類に付着した場合、シミになり落としにくいことがあります。衣類の目立たない部分に原液を付けてしばらく放置し、同様のシミになるか確かめてみてはいかがでしょうか。同じようなシミであった場合、再度メーカーに確認するか、他のクリ

ーニング店に再度ご相談されることをお勧めします。

#### ◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <フローリングコーティング剤の効果が持続しない> 「動画サイトで、効果が 20 年続くと製品に表示もしてある〇〇社のフローリング用ガラスコーティング剤△△を購入した。製品購入時に記されていた URL で使用方法を確認し、その通りにリビングや台所に塗布した。塗布直後は、サイト内の動画にあったように水は弾かれてコロコロになったが、1 か月経った今は水を弾かなくなった。リビングと台所と併せて 10 万円を超える金額で購入した製品である。〇〇社に連絡をしたが、使用法が問題ではないかと返金には応じられないとの回答であった」との相談を受けている。製品に表示してある成分はテトラエトキシラン、銀ナノ溶液、エーテル溶媒の 3 物質である。これらの成分構成で 20 年も効果が続くものか。センターから連絡するつもりであるが、事前に確認しておきたい。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。フローリング用ガラスコーティング剤には全成分を記載する義務はありません。20 年効果が継続する根拠についてはメーカーが説明すべき内容です。塗布直後は動画にあったように水を弾きコロコロになったのであれば、当初塗膜は形成されたと考えられます。20 年続くと表示されている効果の根拠と、わずか1か月で効果がなくなった考えられる理由について、〇〇社に確認されてはいかがでしょう。

#### ◆ 一般相談

- ◆ <炊飯器の釜のコーティングが剥がれた場合の安全性> 「炊飯器の釜の内の〇〇加工のコーティングが剥がれてきたが、このまま使用を続けても安全性に問題はないか」との相談を受けている。このような場合の安全性についてどのように説明すればよいか。〈消費生活 C〉

⇒〇〇加工は△△社の商標ですが、ポリテトラフルオロエチレン (PTFE) によるフッ素樹脂加工です。フライパンなどの調理器具のコーティング材として使用されており、仮に剥がれたコーティング材が体内に入ったとしても吸収されず、そのまま排出されます。フッ素樹脂の安全性については、食品安全委員会がファクトシート (化学的知見に基づく概要書) を公開しています ([https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02\\_fluorocarbon\\_polymers.pdf](https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf))。

- ◆ <ペットショップで販売されているペット用の除菌消臭剤について> 「ペットショップで、住居についた犬の臭いを消すプライベートブランドの除菌消臭剤を購入した。表示に弱アルカリ性、成分として次亜塩素酸ナトリウム、商品特長に『特殊製法により金属を腐食したり塩素ガスの発生はない』『細菌は99.9%除去』『万が一口にいれても食品添加物のみで作られているので安心』と記載があった。おかしいと感じ、ショップに問い合わせをしたら、次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムの記載を間違えたと言われたが、リトマス試験紙で測定したらアルカリ性である。内容が心配」と消費者から相談を受けている。来週消費者と面談をする予定だが、製品は問題ではないか。〈消費生活 C〉

⇒ペット用の除菌消臭剤は、法律的な規制はない雑貨であると思われます。表示の記載を間違えたことにより、健康被害が生じたり、消費者に著しい誤解を与える可能性がある場合は、販売された製品の自主回収などの対応が必要な場合もあります。次亜塩素酸ナトリウムは、成分の安定化のために液性はアルカリ性ですが、次亜塩素酸水は一般に弱酸性です。どちらの成分も食品添加物としての登録はありますが、どの部分の表示の記載が間違っているのかなど、確認をする必要があると思われます。

- ◆ <通販で購入したズボンの品質について> 「通販で娘が購入したズボンを洗濯して干したら、取り込んだあとに臭いが鼻につき、触った指にしびれを感じた。危ない成分が含まれているのではと思い、娘に着用しないように伝えたが聞き入れない。安全性が不安である」と消費者から相談を受けている。その衣類の安全性についてどのように考えたらよいか。〈消費生活C〉

⇒衣類の表示は、「家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程([https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household\\_goods/law/law\\_04.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/law_04.html))」によって、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法が定められています。まず、衣類のタグの表示を確認し、洗濯方法が間違っていなかったかを確認することをおすすめします。国内の表示では、表示者（輸入者または販売業者）の氏名・住所・電話番号が記載されていますので、取り扱いや材質及び安全性などについては、表示者に問い合わせしてはいいかがでしょうか。なお、日本語の表記がない場合は、越境ECの可能性もあります。洗濯表示は、ISOの国際規格で万国共通ですが、国内品で定められている「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律([https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=58084000&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=58084000&dataType=0&pageNo=1))」で定められた規制の基準値などと異なる場合もあります。越境ECで購入した製品については、個人輸入となりますので、安全性等については個人の責任で購入・使用することになります。

- ◆ <アルカリ乾電池に付着していた白い粉について> 1年前に、電池式蚊取り器に白い粉が付着していたため、入っていたアルカリ乾電池を娘が取り出した。その際、白い粉に触れたため、水でよく洗い、乾電池は自治体のルールに従って廃棄した。娘は乾電池の液漏れについて、目に入ったら失明する、皮膚に付着すると火傷をするなどの情報をインターネットで見て怖くなり、それ以来、通院はしていないが強迫性障害のようになってしまった。娘の目や皮膚には何も問題は発生していないが、今後、影響が出ることはあるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒アルカリ乾電池には水酸化カリウム等を含む電解液が含まれています。これは強いアルカリ性のため、皮膚に付いたまま放置すると化学やけどを起こす場合や、目に入ると失明をする恐れがあります。白い粉は、液漏れした電解液が空気中の二酸化炭素と反応をして結晶化したものです。水に容易に溶け、水溶液は強いアルカリ性を示しますので、電解液と同様に取り扱いに注意が必要です。お伺いした話から、1年前に白い粉に触れた後に手をよく洗い、その後異常はないとのことですので、これから影響が出ることはないと考えます。過分に心配する必要はありません。娘さんの体調については、専門の医療機関に相談されることをおすすめします。



- ◆ <臭いがする衣類を調べてほしい> 娘がプレゼントでもらったジーンズの臭いが酷く、触らなくても臭いを感じるだけで体に痺れを感じる。今は、二重にした袋に入れているので痺れはない。娘は臭いを感じないようだ。ジーンズのタグには日本の住所が表示されているが、電話番号はなく、ホームページも見つからず連絡できない。何か問題のある物質が使用されているのではないかと、調べてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。

<消費者>

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています（<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>）。参考にされてはいかがでしょうか。お体に異常があれば医療機関に相談されることをお勧めします。

- ◆ <再塗装した食器棚の臭いについて> 古い食器棚を業者に依頼して塗り替えをしてもらった。納品時に有機溶剤のような強い臭いがしたこと、金具の部分に有機溶剤が垂れたのか、黒く液だれのシミがあったため、補修のために業者に持ち帰ってもらった。補修後、業者に3か月保管して納品してもらった。強い臭いではなくなったが、完全に消えていない。インターネットで調べるとホルムアルデヒドによる臭いの可能性もあるとの情報があった。このまま食器棚として使用しても大丈夫か。本棚などとして食器は入れずに使用した方がよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒一般に新しい家具からは、使われている木質材料、接着剤、塗料などの素材に起因して、ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物（VOC）が放散されることがあります。臭いは時間の経過とともに徐々に軽減していきませんが、気にならなくなるまでの期間は、温度・湿度・換気などの設置環境や、使用されている材料、さらに個人の臭いの感じ方などにより異なります。再塗装による塗料や希釈液（シンナー）の臭いも基本的に同様です。当センターで食器棚、本棚どちらで使用するかについては判断できかねますが、家具の中に空気がこもらないように、こまめな換気をして、判断されてはいかがでしょうか。

- ◆ <洗剤や柔軟仕上げ剤のニオイについて> 同居している叔母が使っている洗剤や柔軟仕上げ剤のニオイで気分が悪くなる。母に相談しても、母は感じないらしい。自分から叔母に伝えにくく困っている。香料の中で成分的に規制などされているものはないのか。県の消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。<消費者>

⇒ニオイの感じ方は人によって異なります。消費者庁など関連省庁も、製品に賦香された香りについては「使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なこと」などポスターを作成して啓発しています。ご自宅の中での事なので、自分がニオイで辛い思いをしていることを伝えることが一番です。直接伝えるのが難しいのであれば、体調不良を医師に相談し、そのことを家族にお伝えしたらいかがでしょうか。なお、製品に賦香されているニオイは、さまざまな香料を合わせて作られています。香料の安全性は、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」（<https://www.jffma-jp.org/about/fragrance/safety/>）によれば、国際化粧品香料協会（IFRA）が国際的に自主

基準をつくり、各国の香料工業会等を通じて自主規制されているとのことです。

- ◆ <プラスチック容器での食品保管について> 今まで、玉葱やじゃがいもを保管するために、台所用ではなく書類などを入れるプラスチック容器に入れて保管していた。表示を確認すると、耐熱温度、耐冷温度はある。食品を入れた場合の安全性はどうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒食品に直接触れる器具・容器包装は、食品衛生法に基づき材質試験及び溶出試験の規格基準が定められ、その安全性が確保されています。さらに食品用プラスチックに使われる添加剤については、2018年に公布された改正食品衛生法でポジティブリスト制度が導入され、安全性を評価して安全が担保された物質でないとは使用できないことになっています。自宅で保管する未加工の野菜は、この対象にはなってはいませんが、食品を直接入れる際には、食品衛生法に適合した容器の使用をおすすめします。また、耐熱温度、耐冷温度の表示については、家庭用品品質表示法「合成樹脂加工品品質表示規程 ([https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household\\_goods/law/law\\_05.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/law_05.html))」において、食品用に限らず、耐熱温度、耐冷温度が義務づけられている加工品もあります。耐熱温度、耐冷温度の表示が食品用であることを示すものではありません。

- ◆ <洗剤に含まれるPFASの濃度について> 血液検査でPFASの濃度が高いと言われた。医師からなるべくPFASを避けるようにいわれている。食物や飲料はもちろんだが、皮膚からの吸収もあると海外の研究者が報告していたので、洗剤に含まれているPFASの濃度が知りたい。メーカーに確認したが教えてくれなかった。化学製品PL相談センターは、他の相談窓口から聞いた。〈消費者〉

⇒PFAS(Per-and Poly Fluoroalkyl Substances : パー/ポリフルオロアルキル化合物)は、有機フッ素化合物を表す総称であり、非常に多くの種類があります。環境中では分解されにくいと言われています。その中でも炭素数が8個のPFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(パーフルオロオクタン酸)、および炭素数が6個のPFHxS(パーフルオロヘキサンスルホン酸)については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の対象物質であり、国内においても「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)」に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されています。また、PFOA、PFOSに関してはこのたび水道水中の水質基準に関する省令が改正され来年(2026年)4月1日にPFOSとPFOAの合計値で50mg/L 以下という基準が施行されましたが、洗剤中の濃度についての知見は、当センターにはありません。

- ◆ <ホルマリンの廃棄について> 理科の教員をしていた父の荷物を整理していたところ、約500mlのホルマリンがでてきた。40年以上前のもので小分けした容器に入れられており、メーカーはわからない。廃棄について自治体の環境担当に相談し、アドバイスされた産業廃棄物業者に廃棄依頼したが、個人からの依頼は受けられないと断られ、次に紹介された自治体のごみ処理を行う環境センターでも断られた。大手化学品メーカーに相談したところ、自社製品ではないため何もできない。ホルマリンの廃棄について指示・アドバイスをしてくれる機関として化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒ホルマリンは、ホルムアルデヒドの水溶液です。化学製品PL相談センターでは、廃棄方法について指示や具体的なアドバイスを行うことはできません。公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団(<https://www.sanpainet.or.jp/>)に確認したところ、ホルマリンは劇物に該当し、家庭での廃棄はできないこと、また、産業廃棄物処理業者は法律上「事業者」からの依頼しか受けられず、個人からの依頼には対応できないことがわかりました。個人が劇物を保有している場合の廃棄については、自治体が廃棄方法を案内する責任があるとの見解でした。自治体が処理業者に依頼するなどの対応もあるようですので、再度自治体に相談し、それでも困難な場合は、都道府県のごみ・リサイクルなどの担当部署、もしくは家庭にある劇物の廃棄ということですので、保健所や行政の環境課に相談してみてもいいでしょうか。

- ◆ <趣味で使ったエッチングの廃液の処理方法について> 自宅で真鍮のエッチングをするのに、塩化第2鉄の腐食液を使った。板を浸漬させた廃液は、付属の処理剤を入れて中和させたが、一部残った廃液は重曹で中和させてからセメントで固めた。セメントは、下の部分は固まったが、上が固まらずに液体が残っている。リトマス試験紙で確認すると固まらない液体は酸性だが、どう処理をしたらよいか。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒エッチングの廃液は、重金属が溶けており、排水に流すことはできません。そのために、家庭で少量を使用した場合は、処理剤やセメントを用いて後処理をしてからごみに出す方法も一部認められています。今回、セメントが一部固まらなかった原因として、中和が十分でなかったこと、セメントの攪拌不足、水分とセメントの分量の割合が悪かった事などが考えられます。一般には、液を再中和してから再度固めることなどが考えられますが、ゴーグルやマスク、ゴム手袋などで防御して、安全な場所で行うことが大切です。また、当該処理に慣れた方からのアドバイスをもらうことをおすすめします。また、廃棄方法については、お住まいの地域のごみ行政の担当に確認をしてください。

- ◆ <歯磨き粉とコンディショナーの反応について> 入浴中、ヘアコンディショナーを塗布して時間を置いている際に歯磨きをすると息苦しくなる、頭痛、のぼせたようになるなど体調が悪くなる。歯磨き粉はいつも洗面所で使用している〇〇社の△△の製品である。歯磨き粉はいつも5分から10分かけているが、洗面所で使用している時は問題なく、また、他社の歯磨き粉では同じコンディショナー塗布中に使用しても体調に異変はおこらない。△△の製品は問題ではないか。同様の事例はあるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターに同様の相談事例はありません。ヘアコンディショナーと歯磨き粉が反応することは考えにくいことです。体調不良の原因を限定せずに医療機関に相談されることをおすすめします。

- ◆ <マンションの隣人から受けている嫌がらせの対応について> 自宅を売却して賃貸マンションに夫婦で移ったが、隣の家から嫌がらせで化学物質を撒かれている。自宅の壁紙が黒くなったり、たまに異臭がしたり、床に黒い樹脂の粉のようなものが落ちていたり、家具もベタベタになる。空気清浄機のランプが光って何か清浄しているが、台所の換気扇のフィルターには色



はつかない。被害を受けるのは、自分の家だけだと思う。管理人や警察、行政、弁護士にも相談したが、実際に撒かれている証拠がないと対応できないといわれている。現在夫婦ともに体調が悪く、毎日ゴーグルと防御マスクをして寝て、たまにホテルに避難する生活をしている。医師に相談したが、鎮痛剤を処方されただけである。来年引っ越す予定ではあるが、現在の状況を改善するためによいアドバイスはないか。化学製品PL相談センターは、塗料メーカーに相談をしたときに教えてもらった。〈消費者〉

⇒当センターでは、物質の分析などをすることはできません。物質がわかっている場合は、専門業者などで濃度を測定できる場合もあります。また、生活環境に関するご心配が続いている場合は、お住まいの自治体の公害（環境）対策担当課や保健所にご相談されるのもよいでしょう。現地の状況や健康影響について、必要に応じて助言を受けられる場合があります。なお、体調については、原因を限定せずに状況を伝えて医療機関に再度ご相談されることをお勧めします。

- ◆ 〈入浴剤の成分について〉 入浴時にいろいろな入浴剤を使用している。ばら売りで購入した〇〇社の△△という入浴剤を使用した時のみ、入浴時に呼吸困難や頭痛の症状が出る。病院には行っていない。この入浴剤の成分が悪いのではないか。企業がトラブルを隠蔽しているのではないかと不安。消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。

⇒△△は、浴槽に入れると二酸化炭素を発生させるタイプの入浴剤です。△△の表示には「溶かしきってから入浴する」「発泡中、まれにせき込む場合がある」などの注意表示が記載されています。使い方を守ることが大切です。なお、△△は医薬部外品の入浴剤です。医薬部外品として販売される入浴剤は、製造販売業者があらかじめ行政に申請し、承認を受けた製品のみが販売可能です。また、製品に関する副作用や品質不良など、安全性に関する情報を把握した場合には、製造販売会社には行政への報告が義務づけられています。もし、成分などに不安がある場合は、〇〇社に直接ご相談ください。

- ◆ 〈11年前に施工したワックスの安全性について〉 11年前にリフォームした際に床にワックスをかけてもらっていた。いつもスリッパで歩いていたが、2週間前、素足で歩いたところ床がべたついていることに気が付いた。それをきっかけに確認したところ、床だけではなく、家具や冷蔵庫の中の食品までべたついていることがわかった。だんだんと呼吸や喉もおかしくなり、皮膚の表面もべたつきがとれなくなった。内科と耳鼻科に受診したが、異常所見は見当たらなかった。ワックスの成分が浮遊したのが原因ではないかと考え、業者に依頼して剥離作業してもらったが、完全にべたつきはなくなる。別に住んでいる家族に確認してもらったが、家族にはべたつきは気にならないと言われている。このまま、ワックスの成分が浮遊しているところに住み続けてよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒一般的にワックス剤を塗布し、乾燥させると被膜が形成されます。膜形成後にワックス成分が揮発し続けることは考え難いことです。お伺いした内容から、べたつきの原因はわかりかねます。今後も体調不良が継続するようであれば原因を限定せずに、再度、医療機関を受診することをお勧めします。

- ◆ 〈空気中の二オイの消臭剤でのべたつき〉 〇〇社のVOC用の消臭スプレー△△を購入して、室

内で使用した。とても効果がありニオイはとれたが、その後にコインランドリーで洗濯した後、服がベタつき、皮膚や自宅のドライヤーもベタつきがとれない。スプレーの成分に、両性高分子化合物、ジメチルエーテルと書かれている。〇〇社に確認したら、両性高分子化合物でベタつくことは考えにくいといわれた。ジメチルエーテルがベタつきの原因ではないか。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉

⇒ジメチルエーテルは、無色・可燃性の気体で、エアゾールの噴射剤や燃料として使われます。沸点が低く非常に蒸発しやすいため、ベタつきの原因になることは考えにくいですが。服はコインランドリーで乾燥までした後にベタつきを感じたとの事ですので、△△以外が原因の可能性もあると思われます。

- ◆ 〈手袋についた高分子凝集剤を水に流した場合の処置について〉 仕事で扱っている高分子凝集剤〇〇が装着していた手袋に付着した。すぐに手袋を水で流したが、流した場所が山際であったため、土壌汚染になったのではないかと心配になった。このまま何も処置をしなくてもよいのか。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。〈事業者〉

⇒当センターは、個別の製品詳細情報は持ち合わせておりません。労働安全衛生法では、労働者が取り扱う、危険有害性物質は、SDS（安全データシート）を入手してリスク管理を行う義務があるため、メーカーからSDSが提供されていると考えられます。高分子凝集剤の取り扱いについて、SDSに記載の「漏出時の措置」および「廃棄上の注意」を参照の上、事業場の化学物質管理者に報告し、SDSの内容を確認のうえ、必要な処置を検討されることをおすすめします。

- ◆ 〈部屋についた臭いの落とし方〉 管理をしている部屋を業者に頼んで特殊清掃をしてもらったが、コンクリートにしみ込んだ臭いが取れない。ニオイを落とす洗剤はないか。殺菌剤ならば落とせるか。〈事業者〉

⇒洗剤は、界面活性剤を汚れ落としの主体としたものであり、臭いの成分を分解・消臭するものではありません。特殊清掃で扱う臭いは、タンパク質などの有機物を微生物が分解することによって生成する様々な化学物質の臭いであり、残った臭いを洗い流すのは難しいと思われます。強力な殺菌剤などは、残った成分の人体に対しての有害性なども考慮しなければいけません。また、強酸はコンクリートの劣化も招きます。再度専門業者に相談をされることをお勧めします。どうしても、ご自身で試されるのであれば、二酸化塩素を成分とした燻蒸剤などが市販されていますので、使い方をよく確認して試されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈空気缶の製品化についてのアドバイス〉 イベントの販促物として、その場の匂いなどを詰めた空気缶を販売することを検討している。製造・販売にあたり、法的に留意する点や注意表示などについてアドバイスをしてほしい。化学製品PL相談センターは日化協総務から紹介された。〈事業者〉

⇒当センターは特定の事業者へのコンサルタント業務は行っておりません。お伺いした内容から、検討されている製品は雑貨扱いとなり、厳格な規定はありません。ただし、製品の品質や安全性については事業者が責任を持つ必要があります。製造物責任法では具体的な

表示の定めはありませんが、製品化に当たっては製品のリスクを評価し、回避するための製品設計、表示を行う必要があります。経済産業省がウェブ上で公開している「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」([https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/risk\\_assessment\\_practice.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment_practice.pdf))、製造物責任法については所管する消費者庁から「製造物責任法の概要Q & A」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/pl\\_ga.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_ga.html))、「製造物責任(PL)法の逐条解説」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/product\\_liability\\_act\\_annotations/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/))が公開されていますので、それらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <海外から輸入販売している製品の詰め替えについて> 本社の米国から加工材料を輸入し販売している業者である。通常はそのまま販売しているが、容器が破損したため、ボトルとキャップを輸入して国内工場で詰め替えて販売しようとしている。SDSを確認したら、第4石油類であると書かれていた。毒劇物ではない。工場で詰め替えて販売をしても大丈夫か。〈事業者〉  
⇒消防法における第4石油類は、引火点が200℃以上250℃未満の引火性液体であり、指定数量は6,000リットルです。販売目的で詰め替え作業を行う場合、取扱量が指定数量の1/5 (1,200リットル) を超えると、作業を行う施設は危険物取扱所または製造所としての設置許可が必要になります。また、1/5以下であっても、自治体の条例等により「少量危険物」として届出が必要となる場合があります。詳細は、施設所在地を管轄する消防署へご確認ください。

#### ◆ クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤の成分で喘息が再発したことの情報提供> 成人してから喘息に罹患し、一年中薬を飲んでいる。完治はしないものの、薬により寛解状態を維持できていたが、先日、来客を機に発作が起きた。来客の時は、厚手の医療用マスクを着用していた。来客者は柔軟剤を衣類に使用しており、そのニオイは不快ではなく、むしろ好みの香りであったが、接客中に違和感を覚え、その夜に発作が発生した。薬で治まったが、来客から5日経過した現在でも、その部屋に行くと発作が再発する。来客者が使用していた柔軟剤が〇〇社の△△と確認できたため、〇〇社にも今回の件を報告している。知人に話したら、化学製品PL相談センターを紹介された。柔軟剤のニオイは好みのニオイであったため、発作の原因は香料というよりは香料を閉じ込めるカプセルなど別の化学物質が原因ではないかと考えている。柔軟剤の何らかの物質が喘息を誘発したことについて情報提供をしておきたい。〈消費者〉  
⇒情報ありがとうございます。当センターとしては、報告いただいた内容をアクティビティノート、および年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。
- ◆ <柔軟剤などのニオイで体調不良> 社会福祉法人が経営している一般型のケアハウスに入居している。もともと化学物質過敏症であり、洗剤や柔軟仕上げ剤のニオイが気になり、洗濯室から離れた部屋に移った。最近入居してきた隣人が、洗濯室を使わずに自室で、強いニオイのする剤を使って毎日高頻度で洗濯をしている。そのニオイで体調不良が悪化している。隣人に

伝えたら「自分の部屋で好きなものを使っているだけだ」と取り合ってもらえず、施設や市の福祉課にも伝えたが対応してもらえない。空気清浄機も 1 日中使っているが、隣からニオイがずっと入ってきて対策にならない。専門の病院は近所になく、内科や眼科など不調な部分の対症療法をしているが、体調は悪くなる一方である。高齢者はニオイにも敏感でなくなる人が多く、施設内でも自分の辛さがわかってもらえない。転居も費用が高くてできない。小学校などでは、化学物質過敏症の生徒に対して対応をしていると聞くと、高齢者は対応してもらえないのだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターで教えてもらった。〈消費者〉

⇒ニオイについては、ニオイの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも困っている人もいることを理解するために「消費者庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・環境省が合同で、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています。化学製品PL相談センターでは、要望を直接、メーカーなどへ働きかけることはしていませんが、いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。体調不良がひどくなるようであれば、専門の医療機関に相談されることとともに、現在の状況を再度施設に伝え、居室の変更などの対応をお願いしてみてもいいかもしれません。





# 11月は「リチウムイオン電池による火災予防月間」です

近年、リチウムイオン電池が原因とみられる火災事故が全国で急増しています。電車の中での発火事故やスマートフォンを充電しようとしてモバイルバッテリーにつないで寝ていたら火災となった事故などがありました。また、ごみ収集車や廃棄物処理施設でもリチウムイオン電池による火災が増加しています。2023 年にはごみ収集車やごみ処理施設だけでも全国で 8,500 件を超える火災事故が報告されました。



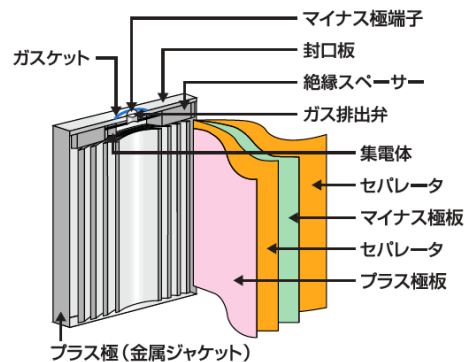
環境省ウェブサイトから引用

こうした状況を受けて、環境省は 2025 年より、9 月～12 月を「火災防止強化キャンペーン期間」、そして 11 月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」として、関係省庁や自治体、事業者と連携した周知・啓発活動を強化することを決定しました。既に、ウェブサイトやチラシで啓発を行っている自治体もあります。当センターにもリチウムイオン電池についての相談が寄せられています。この機会にリチウムイオン電池の取り扱いや廃棄時の注意点などを確認していただければと思います。

## ●リチウムイオン電池とは？

日本人研究者の吉野彰博士が実用化に大きく貢献し、2019 年にノーベル化学賞を授与されたリチウムイオン電池は、繰り返し充電可能な電池です。大容量、高出力、軽量 という特徴があり、スマートフォン、ノート PC、電動工具、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、電気自動車など、あらゆる場面で活用され、私たちの生活を便利で豊かにしてくれています。

リチウムイオン電池は、正極・負極・電解液・セパレーター（絶縁膜）などから構成され、これらが薄く積層された非常に精密な構造をしています。充放電時には、正極と負極の間をリチウムイオン（ $\text{Li}^+$ ）が往復し、その際に外部回路を流れる電子の動きによって電気エネルギーが得られます。



電解液：有機電解液

リチウムイオン電池の構造（一般社団法人電池工業会）

## ●なぜ発火するのか？

内部に異常な電流が流れたり、外部からの衝撃、製造上の欠陥、あるいは経年劣化などによって内部短

絡（ショート）が生じると、局所的に温度が急上昇することがあります。このような状態で過充電や物理的損傷が加わると、電池内部で「熱暴走」が起こり、電解液中の有機溶媒が分解して可燃性ガスを発生させます。さらに高温では、正極材料のコバルト酸リチウム（ $\text{LiCoO}_2$ ）などが酸素を放出します。この可燃性ガスと酸素が反応することで、発火や破裂の危険性が高まるのです。

## ●取り扱いの際の注意

### ①正しく購入する

- ・連絡先が確かなメーカーや販売店から購入する。
- ・リコール対象ではないことを確認して購入し、購入後も常に最新の情報をチェックする。
- ・安価な「非純正バッテリー」が抱えるリスクについて理解する。

### ②正しく使用する

- ・高温下に放置するなどして熱を与えない。
- ・強い衝撃を与えない。
- ・充電は、安全な場所で、なるべく起きている時に行う

### ③正しく対処する

- ・充電・使用時は時々様子を見て、異常を感じたらすぐに充電・使用を中止する。（熱くなっている、膨らんでいる、液漏れする、変なおいがする、異音がするなど。他にも、充電が遅くなった、充電時に以前より熱くなる、突然電源が切れるといった変化にも注意が必要）
- ・万が一発火した場合は大量の水で消火し、可能な限り水没させた状態で、119 番通報する。

## ●廃棄の際の注意

### ①リサイクル可否を確認する

リチウムイオン電池を含む小型充電式電池のメーカーや使用機器メーカーなどは、リサイクルマークの表示と使用済み電池の自主回収・リサイクルが義務付けられています。製品から取り外されたリチウムイオン電池やモバイルバッテリー本体の回収は、一般社団法人 JBRC により行われ、公共施設や家電量販店などに「小型充電式電池リサイクル BOX」を設置しています。表示や取扱説明書を確認して、リサイクル可能なものは、適切にリサイクルしましょう。破損・膨張したものや、JBRC 会員メーカー以外の電池は回収対象外です。



### ②廃棄方法を確認する

リサイクルできないリチウムイオン電池の廃棄については、自治体によって異なります。お住まいの市町村のルールに従って正しく処分してください。適切に分別せずに廃棄したことにより、ごみ収集車の中で圧縮されたり、ごみ処理場の破砕機などで衝撃が加わったことで大規模な火災につながり、ごみ処理場が長期間停止するケースもあります。ごみ処理場の停止は、地域住民の生活に直接的かつ深刻な影響を及ぼします。

### ③廃棄する前にはなるべく電池を使い切る

電池残量があると発火のリスクが高まるため、可能な限り使い切ってから廃棄しましょう。ハンディファンなど電池が内蔵されている製品は、無理に電池を取り外すのは危険です。分解せず、そのまま廃棄

してください。また、廃棄時は、充電端子部分をテープで絶縁しましょう。

リチウムイオン電池は、持続可能な社会の実現に不可欠な技術です。安全に使い、正しく廃棄することで、私たちの暮らしと環境を守ることができます。

11 月の「リチウムイオン電池による火災防止月間」を機に、ぜひご家庭や職場の電池の点検・整理を試みてください。

#### 参考にした情報

- ・消費者庁 リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_083/assets/caution\\_083\\_251002\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_083/assets/caution_083_251002_0001.pdf)
- ・環境省 リチウム蓄電池関係  
[https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index.html](https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 『夏バテ(夏のバッテリー)』にご用心～「リチウムイオン電池搭載製品」の火災事故を防ぐ 3 つのポイント～  
<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2025fy/prs250626.html>
- ・国民生活センター「リチウムイオン電池及び充電器の使用に関する注意」  
[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210318\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210318_1.pdf)
- ・化学製品 PL 相談センター アクティビティノート 330 号「ちょっと注目。リチウムイオン電池は精密機械」  
<https://chemical-pl.jp/rdfgermby7/wp-content/uploads/2025/09/chumoku330.pdf>
- ・一般社団法人電池工業会 「電池について」  
<https://www.bai.or.jp/battery/index.html>

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
  - ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
  - ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)のTEL・E-mailアドレス
- ※個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。  
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。  
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。  
(TEL 03-3297-2602 担当：伊東(イトウ))



化学製品PL相談センター

<https://www.chemical-pl.jp>

ウェブサイトが新しくなりました



アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階  
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604  
URL : <https://www.chemical-pl.jp/>